平成２３年（フ）第５５号
山口県宇部市松山町２丁目７番２―23号、旧住所山口県宇部市野中１丁目５番17号
債務者　林　　信尚
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第３２０号
静岡市駿河区登呂１丁目16番35号　岩崎ハイツ201号
債務者　中村真奈美
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９３６号
東京都江東区東雲２丁目７―５―2901
債務者　石井香菜江（旧姓根本）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成１８年（フ）第３９８号
鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手2428番地
破産者　株式会社タハラ
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成１９年（フ）第８７１号
宮崎県延岡市石田町4475番地１
破産者　株式会社三和
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３７６号
愛知県丹羽郡大口町下小口４丁目230番地１、開始決定時の住所愛知県丹羽郡大口町奈良子１丁目165番地
破産者　村瀬　菊江
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６１５号
静岡県三島市芙蓉台３丁目19番地の８、破産手続開始時の住所静岡県三島市松本256番地の５
破産者　畠山　宏司
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５２号
秋田県由利本荘市矢島町田中町28番地８
破産者　豊島　隆浩
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第１２６０号
神奈川県海老名市国分北１丁目２番７―203号
破産者　青木　義喬
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７６４号
横浜市保土ケ谷区岩井町230番地５　クレイドル保土ケ谷103号
破産者　小宮　隆司
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８６１号
静岡県島田市金谷栄町3548番地
破産者　坂井　昭子
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９６号
神戸市西区押部谷町木幡18番地の19、旧住所神戸市北区花山中尾台３丁目17―８
破産者　河野　孝行
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３７３号
高知市針木北１丁目10番23―10号
破産者　大原　義正
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４８４号
鹿児島県鹿児島市坂之上６丁目４番13号　エンブレムＫＭ102号
破産者　森田　友子
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４３号
山口県萩市大字土原345番地２、前住所山口市大内御堀777番地287
破産者　笹山　　聡
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第１８５号
北海道伊達市末永町91番地４　新末永団地12号室
破産者　田中　修二
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成１８年（フ）第１４４号
石川県加賀市黒崎町ヌ97番地１
破産者　元谷フジ子
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部